

## 第2回 旭川アドプト・プログラム評価委員会

# 資 料

平成14年1月29日

財団法人 河川環境管理財団

## 第1回「旭川アドプト・プログラム評価委員会」の議事概要について

### 1. 概 要

日 時：平成13年12月20日（木）（15：00～17：00）

場 所：おかやま三光荘 2階 アトリウム・ホール

議題は以下のとおり。

- ・評価委員会の進め方（案）について
- ・委員長選出
- ・委員会の目的について
- ・旭川アドプト・プログラムについて
- ・評価について

### 2. 評価委員会名簿

別表-1「旭川アドプト・プログラム評価委員会」名簿のとおり。

### 3. 議事概要

各議題の議事概要および出席者からの主な意見は、以下のとおり。

#### （1）評価委員会の進め方（案）について

別紙-1「評価委員会の進め方（案）について」説明を行い、委員の了承を得た。

#### （2）委員長選出

岡山大学大学院自然科学研究科 千葉喬三教授を委員長に選任。

#### （3）委員会の目的について

一級河川旭川（直轄管理区間）における河川空間の美化活動（除草・清掃）に関し、特定の区間をアドプト・プログラム（事務局：NPO法人「旭川を日本一美しい川に育てる会」）として取り組んだ社会実験について、その成果などについて公正に評価するため、評価委員会を設置しその活動内容および問題点・改善点などの課題の整理に加え、今後の方針等について検討を行うことを目的とする。

#### （4）旭川アドプト・プログラムについて

旭川アドプト・プログラムの目的、仕組み、概要等についての説明。

#### （5）評価について

今年度実施した旭川アドプト・プログラム（社会実験）結果についての説明を行い、問題点や課題の抽出および評価項目、評価手法についての意見をいただいた。

## 【主な発言要旨】

### (社会実験結果)

- 現在、岡山県に登録されている「環境」を事業目的としている NPO 法人は 10 団体存在するが、今回の NPO 旭川に限定した理由が過去の実績ということで決定していることが疑問である。
- 契約行為そのものが良いとか悪いではなく、税金を使った事業であり、契約内容等についての評価も必要と考える。
- プロセスを踏まえる必要はあると思うが、そのこと自体の是非は別問題である。
- 次回委員会には当事者である岡山河川工事事務所に出席していただき、プロセスや契約内容等についての説明をしていただく。
- コストの低減は、どの程度あったのか。看板は景観上問題がないか、また今後看板が増えつづけるのか。企業の参加が多く、もっと一般市民への拡がりがないのではないか。
- 岡山河川工事事務所だけでなく、NPO 旭川についても次回評価委員会に出席していただき、意見を求めたい。なお、NPO 旭川については、事務局の中にボランティアがいるが、こういう熱意のある方に出席をして頂ければと思う。また、各委員から事前に質問票を事務局に提出することも考える。
- 次回評価委員会には、当事者である岡山河川工事事務所と NPO 旭川に出席して頂き、説明をしていただく。
- 看板の記載事項について、旭川アドプト・プログラム未登録団体が記載されているため、その説明を頂きたい。
- スポンサー里親は、年間 10 万円を公告料として出資し、今年度は初期投資が多かったが、次年度以降は、有意義に使用されることと思われる。清掃や草刈りを行わずとも、こういう形での協力は非常に良いと思う。

### (評価について)

- 評価については、既に社会実験として実施した結果における活動自体と、将来的な展望を踏まえたものの両面が必要。
- 現在の評価表では全部くるめた評価しか出来ない。例えば希少種等が今後どのように収束していくのか、旭川自体を育てる、そのような視点をどのようにアドプトに入れていくのかという、今後の方針のようなものが必要ではないか。
- 究極の目的として、旭川を見かけ上きれいにするのか、または旭川そのものの生物的な自然を含めたグレードアップのための補助的な作業を行うのか。川と人間の関係をもう一度作り直すために市民が参加した形で作ろうということではないか。
- 社会実験結果を踏まえて、将来展望というものも必要である。また、NPO の支援、NPO との連携等の視点も必要。
- 評価については、各委員に今回の資料を持ち帰っていただき、事務局に返す形で次回の評価委員会資料を、事務局でとりまとめる。
- 部分最適が必ずしも全体最適とは限らない。評価項目一つ々を 100 点満点にするのか、総合として 100 点に近づけるのかという問題があるが、総合的に評価することが望ましいのではないかと考える。
- 数字をつけて重み付けをした評価が一番わかりやすいが、非常に難しいと思われるため、最終的には、定性的というところで、文章での全体評価が良いと思う。

- 本来は、自己評価があり、その結果を踏まえた形での第三者評価が望ましい形である。今回評価を行うにあたっては、単にうまくいった、うまくいかなかったで終わらずに、その原因究明が重要である。また、テキサスの事例のような経済効果や、NPO 旭川の運営経費等についても将来像を見据えた形での評価が重要である。
- 期待される効果について、調査が困難であるということであるが、コスト低減等評価出来るものもあるため、評価項目に入れるべきである。NPO に事務局をさせる場合の能力や、市民参加の仕組みづくりについての項目や、コストダウンについての項目も必要である。また、清掃と草刈りについては、きっちり区分けを行うべきである。
- NPO にどのような能力が必要なのか、現在上がっている評価項目以外に考えられる項目等、委員から積極的に提案し、事務局へ提出する。
- 河川管理者が期待する効果は、河川管理者の究極の目的というか、ここに持っていきたいという想いであると考え。したがって、河川管理者の想いまで評価委員会で評価するかと言う話になりかねないため、効果については今回の評価項目から外した方が良いように思われる。
- 京橋朝市では年 3 回大きなイベントの前に河川清掃を自主的に行う。また月 1 回実施される朝市においても、ゴミは全て持ち帰ってもらうため、朝市を開催すればするほどきれいになる。アドプトとせずとも、各町内会にお願いし一斉清掃を実施すれば、なんの問題も無く、旭川がきれいになると思う。その地域を自分たちで清掃することはあたりまえのことである。また、一斉清掃を実施した後は、芋煮会などを行い、その地域の方々が次の清掃や、今回の清掃の反省会などを行えば、肩もこらずに継続的に行えると思う。今回この評価委員会で絶対的な評価項目は必要ない。
- 河川環境に対する意識のレベルがかなり地域によって異なるため、一般的には誰かがコーディネートしてきっかけを作らなければ動かないというのが現状であると思われる。最終的には、地域として自主的に全てを行ってしまえば、なんの問題も無いと思われる。

## 【決定事項】

- 次回評価委員会には、当事者である岡山河川工事事務所と NPO 旭川に出席していただく。質問事項等は、事前に事務局へ提出する。また、NPO 旭川については、ボランティアに参加していただけるよう事務局で調整する。
- 評価項目については、委員会資料を確認の上、各委員から意見や追加事項等を、事務局に提出していただき、それを基に事務局で評価項目をとりまとめ、事前に各委員へ提出する。
- 評価方法については、定量的な評価ではなく、定性的な評価とする。(文章による評価) また、各項目別に細かな評価を行うのではなく、全体的な視点での評価とする。

## 【今後のスケジュール】

平成 14 年 1 月 29 日 (火) (15:00~17:00) に第 2 回「旭川アドプト・プログラム評価委員会」を開催する予定。

問い合わせ：「旭川アドプト・プログラム評価委員会」事務局

(財)河川環境管理財団 河川環境総合研究所 研究第一部 次長 小川 信次  
 研究員 塚田 高則

電話：03-3297-2644 FAX：03-3297-2677

別表-1 「旭川アドプト・プログラム評価委員会」名簿

	氏名	所属	役職	
委員長	千葉 喬三	岡山大学 大学院 自然科学研究科	教授	学識経験者
委員	鳥越 良光	岡山商科大学 大学院 商学研究科	教授	
委員	中村 良平	岡山大学 経済学部	教授	
委員	近常 とし子	旭川河川モニター		河川モニター
委員	小合 宣顕	旭川河川モニター		
委員	小山 亮一	岡山市操南学区環境衛生 協議会	会長	地域代表
委員	高須賀 卓	5374の会	代表	
委員	大島 正勝	京橋朝市実行委員会	委員長	
委員	山本 幸子	一級建築士		
委員	佐々木 順子	高島・旭竜エコミュージアムを 語る会		
委員	一井 暁子	リサイクルフォーラム		
委員	長屋 静子	みず・まちネット	事務局長	パートナーシップ コーディネーター
委員 (欠席)	倉本 耕治	日本放送協会 岡山放送局	局長	マスコミ
委員	中原 佑介	山陽新聞社 論説委員会	副主幹	
委員 (欠席)	中田 裕人	岡山県 企画振興部 企画振興課	課長	行政
委員 (代理出席)	関山 孝夫 (白神 達夫)	岡山県 土木部 河川課	課長 (水政係長)	
委員	内藤 元久	岡山市 環境局 環境保全部 環境調整課	課長	

## 別紙－1 「評価委員会の進め方（案）について」

### （委員会の公開について）

- ・ 委員会は、公開を原則とする。
- ・ 委員会の傍聴は自由であり、傍聴者の範囲は特定しない。ただし、会場の都合により、傍聴者の人数を制限することがある。
- ・ 委員会の議事内容は、事務局が作成し、公開する。

### （委員会の進行・運営）

- ・ 委員会の議事進行は、委員長が行う。
- ・ 委員長は、委員の互選により選出する。
- ・ 委員長及び委員の交替については、委員会に諮るものとする。

### （委員会の事務について）

- ・ 委員会の事務局は、財団法人河川環境管理財団に置くものとする。

### （その他）

- ・ 委員会は、2～3回開催を予定する（平成13年度）
- ・ 委員会は、必要に応じて関係者の意見を求めることができる。
- ・ 委員会を運営していく上で必要となる事項が発生した場合には、当該「評価委員会の進め方について」を見直すことができる。

## 岡山河川工事事務所への質問事項

## ◆小山委員

## 1. 百間川のような監視カメラを旭川にも設置する予定の有無

予定有り

## 2. 道路法面への樹木の定植の可・不可

堤防に支障を与えないこと、水の流れに支障を与えないこと、樹木の目的、管理体制などが整えば、定植も可能。

## 3. 工作物（降車道等）又は設置物（便所、休憩場所等）の可・不可

樹木と同様に条件が整えば可能。ただし、洪水が流れる場所に、水没に耐えられない、あるいは洪水時に撤去が必要となるような使いにくい簡易な施設を設けるよりも、堤内地の施設との連携も検討すべきと考える。

## 4. 地域住民（周辺町内会等）への広報計画の予定

旭川がきれいに保たれているのが、市民の手によることを広く市民（汚している人も含まれる）に、知っていただくことが、ゴミ問題の根本解決につながると考えられることから、旭川の利用者も含め広くA Pの広報に取り組む。里親参加については、周辺住民の方々が中心となるから、このような方々に情報を伝える工夫を事務所、A P事務局と連携し実施していく。

## ◆佐々木委員

## 1. 草刈り業務をN P Oに委託した目的

コスト低減、地域の人々の河川に対する愛着心を育てる以外にも目的があるのか

（A Pの目的ではなく、N P Oへの委託への質問と理解しました）

これまで、行政の弱い部分であった、職員の転勤、地域との密接な関係、地域へのきめ細やかな対応や連続性の面が、地域に根付いたN P Oに仲介いただくことで、行政が直接行なう場合よりも良好になることが期待され、N P Oへ委託した。

## 2. N P Oが直接そのメンバーを使って草刈りを行うことを望んだのか、N P Oが草刈り業務をさらに下請けに回しても良いと思っていたのか、あるいはそのようなことも予測していたのか。

里親がつかない部分については、N P Oメンバーや下請け業者にて実施する場面は有りうると考えていた。

◆一井委員

1. なぜNPO旭川が選ばれたのか

旭川を日本一美しい川に育てる会は、平成6年より旭川流域住民を対象に一斉清掃を実施し、平成11年には約2万人を動員し流域市町村との調整、および地元関係者対応を行うなどの実績等を考慮して選定した。

2. 認証前に覚書を締結するなどした経緯

旭川として初めてのAPであるため、里親の募集から取り組む必要があった。この里親募集は、本AP成功の鍵であることから、契約までに募集活動の時間を確保することが望まれ、随意契約が可能と判断できたことから、岡山河川、APとの関係を広く市民の方々に知っていただき、里親への参加を募れるよう、「NPO法人格の取得」を条件とする覚書を認証前に締結した。

3. 減額変更の詳細

除草等請負契約額の当初が63,000,000円であり、契約変更額が60,375,000円（第1回変更）となり、結果2,625,000円のコスト低減があった。コスト低減項目については、①草刈り里親作業分の減額、②刈り草処理について昨年度は処理費を払って処理していたものを、堆肥として利用する農家に運搬し堆肥化したことによる処理費の減額。

4. 具体的なコスト低減の項目や金額

清掃工、高水敷除草工、スポンサー里親実施分。総額4,800,000円（清掃・除草・ボランティア里親およびスポンサー里親による。）

5. 契約書類や覚書、協定書を示してほしい。情報公開などで難しい場合は、内容を具体的に説明してほしい。

別紙、配布資料のとおり。

6. コスト低減に伴い、どのようなサービスの向上があったのか、具体的に。

維持工事への追加として、坂路の補修、天端舗装など実施。

7. 初めての「有償」にした理由と「有償」の意味

堤防・高水敷の除草作業及び清掃作業を請負契約としたもの。

8. プレス用資料等にあるアドプト・プログラム説明図にある岡山河川工事事務所から、NPO旭川への「支援」は具体的にはどういうものか。

記者発表時点では何らかの支援を想定していたが、実際の契約時には支援する項目が見当たらなかったため、支援は行っていない。



9. 除草をNPOに発注した理由

佐々木委員の質問と重複。

10. 昨年までの清掃・草刈りの作業内容、回数、日時、管理（検査）基準、作業困難区域への対応、清掃ゴミの処理方法、草刈り業者の選定基準、希少生物の保護、刈り草の処理方法、収集したゴミの量、不法投棄の量

- ①回数：2回／年（ただし後楽園付近については、環境面を考慮し、3回／年としている）
- ②日時：出水期前・後とする。
- ③管理（検査）基準：現地にて草刈りの有無および、除草範囲・除草機種の確認を、職員において実施している。
- ④作業困難区域への対応：人力等で実施している。
- ⑤清掃ゴミの処理方法：有料により処分している。
- ⑥草刈り業者の選定基準：草刈り業者単独としては選定していない。
- ⑦希少生物の保護：草刈りを行う時期などを調整している。
- ⑧刈り草の処理方法：野焼が禁止されたため、有料により処分している。
- ⑨ゴミの量：74m<sup>3</sup>

## NPO法人「旭川を日本一美しい川へ育てる会」への質問事項

### ◆佐々木委員

#### 1. NPO事務局職員のアドプト・プログラムに関わっている時間、活動内容を聞きたい。

◆事務局ボランティア（定期）1名：火曜日と木曜日 10：00～16：00

文書の管理や送付等

◆事務局ボランティア（不定期）3名：10：00～16：00

参加団体との調整、連絡等

◆事務局ボランティア（安全巡視員と兼務）1名：毎日（土・日以外）9：00～17：00

電話の対応等

◆岡山商工会議所職員の兼務 2名

事務並びに、行政等との調整

なお、NPO事務所が不在の場合には、自動的に商工会議所に電話が転送される。

### ◆一井委員

#### 1. 看板の美観等に関する検討の内容

岡山大学環境理工学部名合教授を委員長とするアドプト検討委員会にて検討。看板のデザインは、岡山大学環境理工学部馬場教授に依頼した。

#### 2. 看板に一斉清掃でも里親でもない団体が記載されている理由

事務局に記載ミスであり、表示内容については見直す予定。

#### 3. 各評価項目に対する自己評価とその理由、あれば対策

#### 4. 評価項目に上がっているが、これまでの準備会、委員会で報告されていない活動の説明。（里親の選定基準・里親の登録手続き・作業範囲が重複した場合の対応・作業範囲の現場での表示など）

マニュアル並びに申込み文書等手続きに関わる仕組みについては、徳島県吉野川の例を参考にしており、今後は旭川に合ったものに改める必要があると考えている。

作業範囲の決定については、里親の希望を重視し、重複した場合には里親と相談の上で決定。

#### 5. 定款の事業の項に旭川アドプト事業が入っており（パンフレットでも大きく紹介）、配布資料「旭川アドプト・プログラム事業」では、自らを主催と位置付けている意味。（例えば、岡山河川工事事務所との契約の有無に関わらず非営利事業として行なっていくということか）

引き続き、NPO旭川の重点事業として実施する。

#### 6. 河川管理者との間の確認書と、参加者との間の合意書を提示して欲しい。

河川管理者との確認書とは、協定書のことを示す。別紙、配布資料のとおり。

参加者との合意書については資料を添付。

#### 7. 運営資金のまかなわれ方と使われ方を明らかにするために、第1回評価委員会資料4-10（決算見込書）のもっと詳しいもの（例えば備考欄の記載について、ゴミ袋であれば単価と購入数・使用数など。除草請負事業と費と除草等作業発注費の詳細も）を示してほしい。

評価委員会 見解骨子（仮称）（案）に提示

8. 除草請負事業費が全額（と思われる）アドプト・プログラム収入に入っているが、減額があるのでは？また、その見込み額は？

評価委員会 見解骨子（仮称）（案）に提示。収入に計上している除草請負事業費は減額されたものである。

9. NPO法人設立準備費が、なぜその法人の事業の一つであるアドプト・プログラムの経費から支出されているのか？

設立準備費としては、総会設立、アドプト検討委員会、旭川協働展の実施などに係る経費を計上しており、いずれの事業もアドプト・プログラムを中心としたその検討やPRのために実施したものである。

10. 事務所の賃貸料（や職員の人件費）は、このプログラムの存在に関わらず発生するNPOの必要経費ではないのか？

今年度、NPO旭川は、アドプト・プログラムしか実施しなかった。今後他の事業を行う場合には、事業内容により経費を按分していく。

11. 安全巡視員が管理費に入っている理由と安全巡視員の仕事内容

管理費に入っている理由と言う意図が不明である。安全巡視員は、NPO旭川が除草・清掃作業を行なう際に、現場に立会い、現場の安全を確保する。

12. 現場代理人が常勤である理由と現場代理人の仕事内容

工事発注の規則で、定められている。

13. スポンサー里親協賛金に、協賛金募集計画の目標金額の内訳にあるNPO旭川事業費（1,000,000円）がまだ入っていないのは？

NPO旭川自体の会計が非常に厳しいため。

14. 協賛金の依頼文の資料で、スポンサー里親協賛金が、看板の費用に充当されているが、そういう理解でよいのか？

マニュアルに用途を明記。（看板製作やごみ袋、その他清掃活動に必要な備品、広報、運営経費等に充当される。）

15. 収入が支出を上回った場合、その差額の用途の計画は

アドプト・プログラムを更に充実するために支出する。

16. 支出が収入を上回った場合、その補填方法

検討中

17. 事務局の日常的な体制と活動内容

佐々木委員の質問事項と重複

18. 第1回委員会資料4-7で計画活動回数が空欄になっている団体が多い理由

一斉清掃のみ参加するという団体が、活動計画書を提出する際に、一斉清掃の実施日を事務局が決定することから、計画活動回数を記入できなかったことによる。

19. 第 1 回委員会資料 4 (社会実験結果) で報告されている以外の広報・PR 活動 (特にチラシ、ポスター、パンフレット等の作成・配布状況)

各連合町内会や老人クラブ、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、企業等にチラシやパンフレット等を郵送。また、旭川沿いの主な事業所や施設には、訪問してPR を実施。

20. 清掃活動回数を年間 2 回以上とした根拠

吉野川アドプト・プログラムのマニュアルによる。

21. 一斉清掃のアドプト・プログラムの清掃活動との関係における位置付け (例えば経費はどうなっているのか?)

一斉清掃は、アドプト・プログラムの一環であると位置付けており、経費もアドプト・プログラムとしての支出と考えている。

22. 一つの清掃区間を 200m とした根拠

吉野川アドプト・プログラムのマニュアルでは、600m としているが、河川敷の広さ、対象とする区間の長さを考慮して決定。

23. 割当て区間の選定根拠

参加者の希望による。

24. 団体を 10 名以上とした根拠

吉野川アドプト・プログラムのマニュアルによる。

25. アドプト・プログラムには参加していないが、従来から日常的に清掃活動をしている個人・団体の活動状況の把握とそれらとの調整は、どの程度、どのようになされているのか。

把握出来ていない個人・団体は多いと考えている。今後は把握に努めるとともに、連携を呼びかけたい。

26. 一斉清掃には参加するが、アドプト・プログラムには参加しない団体の不参加の理由とそういう団体への働きかけの内容

アドプト・プログラムはこの制度に賛同した団体が参加する任意の活動であり、強制するものではなく、参加者の意思に任せており、特に働きかけは行っていない。

27. 活動報告書の提出状況

約 8 割については提出されているが、連絡を行い最終的に出来る限り把握したい。

28. 草刈りをアドプトの対象としないことにした経緯と今後の展望

対象から外した訳ではなく、作業の危険性から積極的な募集活動を行なわなかった。

29. 草刈りを自ら行わず、業者に発注した理由

草刈作業については、技術的な経験やノウハウの蓄積が必要であったため。

30. 草刈り外注の契約内容

29. の質問とも関連するが、草刈り作業については、作業の円滑な実施と安全性を考慮し、経験のある業者に発注した。

31. 業者でないNPO法人として清掃・草刈り活動の特徴・独自性についての見解

今まで行政と業者のみで完結していた作業に、NPOが加わることにより、様々な面で河川維持作業が注目をあびた。

32. 活動を通して、清掃・除草にとどまらない市民の川への関わりへの発展などの可能性は感じられたか。

河川敷の清掃や草刈り作業の際に、バーベキュー大会や芋煮会など楽しめる催しを行い、川と親しむ仕掛けを作ることは可能である。また今年度は、旭川荘厚生専門学院が課外授業として清掃に取り組んだが、こうした視点から環境学習と抱き合わすことも考えられる。

33. 保険に加入していない理由（第1回委員会資料4）

資金面での目処が立たなかったため。

34. 事務局へのボランティア参加の経緯

関係先企業等にあたり、紹介により参加いただけることとなった。

35. 「流域住民の意見を取り入れる」（第2回準備会資料4）ためにどのような取り組みをしているのか？

参加団体を対象とした参加者アンケートを実施し、意見を取りまとめる予定。

36. アドプト・プログラムへの参加から個人を除いた理由

吉野川アドプト・プログラムのマニュアルによる。

37. アドプト・プログラムの年間活動報告書作成の予定はあるのか。ある場合はその内容

作成を予定しており、第2回評価委員会までには間に合わないが、評価委員会へも報告したいと考えている。

38. その他、今年の結果を今後にかつための方法としてどんなものを計画しているのか

参加団体を対象とした参加者アンケートを実施。また、評価委員会をはじめ、関係先等の意見を踏まえて、改善を図っていきたい。

39. 看板がH15.3.31までとなっているが、スポンサーは1年間ではなく、3年間なのか？

スポンサーを募集する時点で、既に平成13年10月になっており、不景気の中、少しでも多くのスポンサーを集めるため期間を延長して募集することとした。スポンサーの表示期間については、もう一度見直したい。

## 旭川アドプト・プログラム評価委員会 見解骨子（仮称）（案）

### 第1章 アドプト・プログラム導入の目的

岡山市を流れる旭川は、広大な河川敷を有し、多くの市民の方々に多様な憩いの場を提供している。しかし現実として、外部から持ち込まれるゴミの問題や、憩いの場として利用するためには雑草の草刈りが必要となる。このような問題に対し、新しい河川維持管理の一つの選択肢を模索するため、NPO 法人を事務局とする旭川アドプト・プログラム（以下、旭川 AP）が社会実験として導入された。

### 第2章 評価委員会の役割

評価委員会は、旭川 AP 社会実験の成果について客観的に評価を行うとともに、問題点や改善点などの課題を整理し、平成 14 年度以降の方向性についても提案を行うものとする。

### 第3章 旭川アドプト・プログラム社会実験結果の認定

#### (1) 管理運営主体の決定に至る経過

- ・平成 12 年 08 月下旬  
岡山河川工事事務所内（以下、岡山河川）でアドプト制度について実験内容の検討
- ・平成 12 年 12 月 18 日  
旭川を日本一美しい川に育てる会が、岡山県へ NPO 法人の申請
- ・平成 13 年 01 月 24 日  
岡山河川内で、入札・契約手続運営委員会（随意契約覚書・協定内容の審議）を開催
- ・平成 13 年 02 月 01 日  
岡山河川と旭川を日本一美しい川に育てる会の間で、旭川 AP 覚書の締結
- ・平成 13 年 04 月 17 日  
旭川を日本一美しい川に育てる会が NPO 法人として、岡山県から承認
- ・平成 13 年 04 月 17 日  
岡山河川と NPO 法人「旭川を日本一美しい川に育てる会」（以下、NPO 旭川）との協定書締結
- ・平成 13 年 05 月 29 日  
岡山河川と NPO 旭川との請負業務契約（主として除草作業）

#### (2) 旭川アドプト・プログラムの仕組み

- ・一級河川旭川の河口から上流に約 12km の区間において、旭川 AP の管理運営を NPO 旭川が主体となって実施（岡山河川と NPO 旭川の間で、旭川堤防除草他作業として、主に草刈り作業および、塵芥処理の請負契約を締結しているが、清掃に対する運営資金の支援は含まれていない。また、里親による草刈り作業が行われた範囲は、契約数量から除かれ、減額変更される契約となっている。）
- ・旭川 AP によって里親が行う作業は、清掃作業（ゴミ拾い）と、高水敷や堤防法面の草刈り作業である。
- ・清掃作業は、清掃里親が各自の計画に従い、年 2 回以上の作業を行う。

- ・草刈り作業は、年 2～3 回実施するが、実施時期は事務局が調整する。
- ・それ以外に、資金的援助（清掃・草刈り等の作業は行わない）のみを行うスポンサー里親制度がある。
- ・旭川 AP への参加は公募により募集される。その参加資格は、10 名以上で 200m 以上の区間を年 2 回以上活動できる団体であることが規定されている。
- ・参加団体の活動に対しては、活動場所に団体名の入った看板が設置される。
- ・草刈り里親によって作業された範囲は、岡山河川との契約数量から除かれ、減額変更される。
- ・NPO 旭川事業として実施される旭川一斉清掃に参加した場合は、年間活動回数に加えることが出来る。

### (3) 旭川 AP の管理運営

#### NPO 旭川の管理運営項目

- ①旭川 AP の PR・里親の募集
- ②里親の登録・管理
- ③里親に対する支援
- ④看板の製作設置
- ⑤作業の管理
- ⑥資金管理

#### ①旭川 AP の PR、里親の募集

以下の各種媒体を用いて広報活動を実施

新聞 7 回，テレビ 1 回，ラジオ 1 回，岡山市広報誌 1 回，岡山市ニュースレター 1 回，JC 会報 2 回，その他岡山商工会議所 HP によって PR および里親の募集を実施。その他、パンフレットやチラシ等を各連合町内会や老人クラブ、ロータリー・ライオンズ、企業等へ郵送し、旭川沿いの事業所や施設には訪問し PR した。

#### ②里親の登録管理

清掃・草刈り親の登録手順は、参加申込⇒アドプト地区の決定⇒参加者と事務局による合意書の交換⇒年間活動計画の提出を行ない旭川 AP に登録される。

しかし、活動計画書において、活動計画回数を未記入の団体が見られた。

##### ○参加申込書（清掃里親・草刈り親共通）の記載事項

- ・団体・企業名
- ・郵便物の送付先住所
- ・構成員数（10 名以上）
- ・参加の内容（散乱ゴミ等の清掃：自主的に実施・草刈り清掃活動への参加・旭川一斉清掃への参加：事務局より参加日、活動場所を連絡）
- ・活動を希望する場所（第一希望～第三希望）
- ・報道関係等への資料提供の可否
- ・代表者の氏名・住所・連絡先

○活動計画書（清掃里親・草刈り親）の記載事項

- ・団体・企業名
- ・計画作成者
- ・活動計画（清掃・草刈り時期、参加予定人数）

スポンサー里親の登録手順は、参加申込書の提出を行ない旭川 AP に登録される。

○参加申込書（スポンサー里親）の記載事項

- ・団体・企業名
- ・郵便物の送付先住所
- ・賛助金（1口100,000円で口数を記入）
- ・看板の表示名（原則として団体・企業の名称のみとする）
- ・報道関係等への資料提供の可否
- ・代表者の氏名、住所、連絡先

・清掃里親

清掃里親の登録は手順に従い実施。活動場所は里親の希望により決定するが、重複した場合には里親と協議の上、場所を決定。

登録状況は、旭川 AP 範囲内で、住民団体 18 団体（465 名）、企業団体 5 団体（378 名）、その他団体 4 団体（140 名）、合計 27 団体（983 名）が登録済（H13.12.17 現在）、また、旭川 AP 範囲外で、住民団体 1 団体（30 名）、医療法人 2 団体（990 名）が登録済（H13.12.17 現在）である。（住民団体の中には、子ども会や専門学校等青少年の参加もあった。）

里親の管理については、里親から提出された申込書・活動計画書等の書類によって管理されている。

清掃里親の養子縁組状況は、旭川 AP 区間 L=24.58km に対し、作業困難区間（河川敷を有しない等）L=8.03km であり、実際に旭川 AP による作業可能区間は、L=16.55km となる。この作業可能区間内において、養子縁組が行われている区間は、L=9.60km で、作業可能区間の約 6 割となり、残り約 4 割の区間については、参加申込みが無く養子縁組がされていない。

・草刈り親

草刈り親の登録は、清掃里親の登録と同様に実施され、登録状況は企業団体 1 団体（150 名）のみが登録済（H13.12.17 現在）（清掃里親を兼ねている）

里親の管理については、里親から提出される申込書・活動計画書等の書類によって管理されている。

草刈り作業の養子縁組状況は、登録団体が 1 団体のみであり、場所については岡山衛生会館前の河川敷（A=3,720 m<sup>2</sup>）である。

・スポンサー里親

スポンサー里親は、申込書（スポンサー里親用）によって登録・管理され、参加状況は、19 企業（¥2,100,000.-）が参加（H13.12.17 現在）。



### ③里親に対する支援

#### ・資材の提供

清掃作業に際しては、軍手、ゴミ袋の支給、草刈り作業に際しては、軍手の支給、熊手の貸出等を行っており、その他の支援は行っていない。(草刈り作業で用いられる肩掛け式草刈り機や、ラジコン式草刈り機は、草刈りボランティア団体が所有)

#### ・保険への加入

保険への加入については、一斉清掃時のみ参加申込み人数：約 3,850 名に対し、当日参加者を考え 4,000 名分で加入し、一斉清掃以外の各里親団体別に実施される日常的な活動に対しては未加入であった。

### ④看板の設置

H13.12.17 現在で 7 箇所設置済 (H13 年度は、8 箇所設置予定)。形態および材質、景観、設置場所等については、NPO 旭川の検討会で検討された。(材質：ステンレス、看板サイズ：高 130cm×幅 110cm、表示面サイズ：縦 60cm×横 100cm)

設置場所については、各里子の区間別に設置しているのではなく、大きなエリアで設置したため、作業区間が現場で明確になっていない。

記載内容は、当該区域の里親名、一斉清掃参加団体名、スポンサー里親名を記載しているが、各看板における記載事項が統一されておらず、また、NPO 旭川の事業である一斉清掃参加団体名についても記載されている。

### ⑤作業の管理

#### ・清掃作業

清掃作業の管理は、里親から提出される活動報告書によって管理し、現場での確認は行われていない。

##### ○活動報告書（一般清掃）の記載事項

- ・団体・企業名
- ・活動日時
- ・活動場所
- ・参加人数（総数と 15 歳以下の参加人数）
- ・活動内容（回収したゴミの量、回収したゴミの内容、大型ゴミ・危険物等の発見）
- ・事故・けが等
- ・アドプト制度に改良点等についての意見
- ・報告書作成者
- ・報告書作成者連絡先

#### ・草刈り作業

里親による草刈り作業の管理については、里親から提出される活動報告書による管理の他、NPO 旭川の現場代理人が管理にあたった。(国の管理基準に準じ、刈り草丈 5cm 以下として管理。) ただし、一斉清掃と同時の作業となり、危険が伴った。

里親以外の草刈り作業は、周辺住民との関係や、各関係機関及び団体の調整などの観点から、NPO 旭川より従来の経験豊富な業者に委託され、NPO 旭川の現場代理人が管理にあたった。

○活動報告書（草刈清掃）の記載事項

- ・ 団体・企業名
- ・ 活動日時
- ・ 活動場所
- ・ 参加人数（総数と 15 歳以下の参加人数）
- ・ 活動内容（回収したおよその草の量、目立った草の種類、苦労した点、主に使った器具、刈った草の処理、大型ゴミ・危険物等の発見）
- ・ 事故・けが等
- ・ アドプト制度に改良点等についての意見
- ・ 報告書作成者
- ・ 報告書作成者連絡先

⑥NPO 旭川の資金管理

- ・ 旭川 AP の収入は、スポンサー里親協賛金と、除草等請負事業費である。
- ・ 旭川 AP の支出は、NPO 旭川の運営経費および旭川 AP の運営経費として使われた。
- ・ 旭川 AP に対しての収入であるが、支出については NPO 旭川の運営経費と区別されておらず、法人設立準備費や、NPO 旭川の管理費等が含まれている。
- ・ 収入の除草等請負事業費は、当初契約額に対し、草刈り里親の作業および、刈り草処理方法の変更により、¥2,625,000 円の減額となった。

NPO 旭川アドプト・プログラム決算見込書（案）（H14.1月現在）

収入の部

科 目	決 算 額	備 考
スポンサー里親協賛金	2,100,000	300,000 円(1 口), 100,000 円(18 口)
除草等請負事業費	60,375,000	(当初契約額 63,000,000 円)
合計	62,475,000	

支出の部

科 目	決 算 額	備 考
法人設立準備費	1,600,000	総会設立費, アドプト検討委員会費等
清掃費	1,250,000	
ゴミ袋	590,000	11.8 円@50,000 袋
軍手	88,000	20.8 円@ 4,230 個
熊手	60,000	2,000 円@ 30 個
作業着	103,000	作業着上下, 安全靴 各 10 セット
安全帽	54,000	ヘルメット 3,600 円@15 個
Tシャツ	80,000	2,000 円@40 枚 (参加団体配布用)
保険料	40,000	10 円@4,000 人 (一斉清掃時)
駐車場警備費	90,000	30,000 円@3 回 (一斉清掃時)
会場設営費	145,000	一斉清掃時の音響, 横断幕等
広報宣伝費	500,000	
マニュアル印刷費	75,000	10 円@7,500 枚 (15p@500 部)
チラシ印刷費	10,000	10 円@1,000 枚 ( 2p@500 部)
申込書印刷費	50,000	10 円@5,000 枚 (10p@500 部)
パンフ印刷費	175,000	350 円@500 部 (アドプト用カーナビ-)
企画・制作費	190,000	マニュアル, チラシ, パンフ
除草等請負事業費	55,375,000	
除草等外注費	48,175,000	
現場代理人人件費	7,200,000	600,000 円@12 ヶ月
管理費	4,000,000	
安全巡視員	1,500,000	150,000 円@10 ヶ月
事務局職員	700,000	
事務所賃貸料	1,800,000	150,000 円@12 ヶ月
看板製作・設置費	1,760,000	220,000 円@8 箇所 (7 箇所設置済)
事務費	350,000	通信費, 郵送費, 資料作成費等
合計	64,835,000	

収支差額	▲2,360,000	
------	------------	--

#### (4) 作業結果

##### ・清掃作業

清掃里親による作業は、延べ活動回数=51回、延べ参加人数=1,552名、収集ゴミの量=626袋（可燃）、361袋（不燃）であった。

その他、旭川 AP 以外として、旭川一斉清掃を3回実施し、清掃里親以外にも旭川 AP 未登録団体や、個人の参加もあった。延べ参加人数=約3,850名。

収集したゴミは、岡山市の協力により処理された。（旭川 AP が岡山市の環境パートナーシップ事業の一部となっている。）

##### ・草刈り作業

里親による草刈り作業は、岡山衛生会館前の河川敷（A=3,720㎡）において、旭川一斉清掃に合わせて3回実施され、作業内容としては草刈り～集草までを行った。刈り草の処理については、業者により実施された。

業者による草刈り作業は、昨年度までと同様に2～3回実施され、旭川 AP 範囲での全作業面積（延べ A=960,000㎡）の内、草刈り里親による作業面積を除く全てについて作業が実施された。作業内容としては、草刈り～刈り草処理までを行った。

刈り草処理は、全てリサイクルするものとし、福谷地力増強推進会にて堆肥化し、牧山クラインガルテンにて無料配布されている。（H13年度発生刈り草量=312ton）

### 第4章 旭川アドプト・プログラム社会実験結果の評価

#### (1) 管理運営主体の決定に至る経過についての評価

- ・岡山河川工事事務所内の所定の手続きにより、適正に行なわれた。
- ・管理運営団体の選考方法を明確にする必要がある。

#### (2) 旭川アドプト・プログラムの仕組みについての評価

- ・清掃作業については、ゴミ拾いであり作業の難易度から見ても特に問題は無い。
- ・河川管理者は、清掃作業にかかる管理運営資金の支援について検討する必要がある。
- ・草刈り作業については、機械による作業であり危険が伴うことから、経験のない地域住民には困難であり、作業の難易度を考慮し、再検討が必要である。
- ・草刈りに関する、契約方法（内容）の再検討が必要。
- ・スポンサー里親制度については、新たな参加形態として評価出来る。
- ・参加資格の中で、10人以上の団体と規定されているが、個人で活動している方々の排除に繋がる可能性があることから、参加資格の再検討が必要。
- ・NPO 旭川事業として実施される一斉清掃について、旭川 AP との関係を明確にする必要がある。

#### (3) 旭川 AP の管理運営についての評価

##### ①旭川 AP の PR・募集

- ・清掃里親の募集において旭川 AP 区間の内、約4割について里親が決まっていない状況であり、別の広報手段を検討する必要がある。

## ②里親の登録・管理

- ・里親の登録について、規定に沿った手順で行なわれているが、計画活動回数の未記入が見られることから、登録手順の再検討が必要である。
- ・参加形態について、大人の参加がほとんどであり、子どもの参加を促す方策を検討する必要がある。

## ③里親に対する支援

- ・支援について、ゴミ袋や軍手等の資材の支給は良いが、安全に対する支援（保険への加入等）については検討が必要。
- ・一斉清掃とアドプトの仕分けできていない（保険なども本来アドプトに使われるべきものが一斉清掃の保険に使われている）

## ④看板の製作・設置

- ・設置場所および記載事項については再検討が必要である。

## ⑤作業の管理

- ・清掃作業については、書類のみの管理であるため、管理体制の再検討が必要である。
- ・里親による草刈り作業については、NPO 旭川の現場代理人立会の基で作業が管理されているが、安全に対する管理が不足している。
- ・業者による草刈り作業については、NPO 旭川の現場代理人により管理され、昨年と同等の成果が得られた。

## ⑥NPO 旭川の資金管理

- ・スポンサー里親の協賛金の使途および、旭川 AP と NPO 旭川の運営資金が、区別されていないため、資金管理の検討が必要である。
- ・今年度は、草刈り里親の作業と、刈り草の処理方法の変更により、若干のコストの縮減となったが、コスト縮減についての検討が必要である。
- ・今年度は、赤字となる見込であり、支出内容についての検討が必要である。

## (4) 作業結果の評価

- ・清掃作業は、旭川 AP による日常的な活動と、旭川一斉清掃によるイベント的な活動によって河川の美化は保たれたが、作業終了後等に参加者のインセンティブなどを考慮した仕掛けづくりが必要である。
- ・草刈り作業は、そのほとんどが業者による作業であったため、質的には昨年と同等であった。

## (5) 総合評価

現実問題として、沿川住民に大きな意識レベルの差があり、旭川 AP の導入は、その意識レベルの底上げを行う契機として有効である。作業については、単純に見かけのきれいさを求めるのではなく、旭川の将来像を考えた活動とすることが望ましい。

## 第5章 平成14年度以降の方向性

- (1) 個人、一斉清掃等の様々な取り組みを包括しながら、河川清掃と草刈りを行なうことが出来るような仕組みづくり。
  - ・一斉清掃のアドプト・プログラムでの位置付け。
  - ・個人や町内会などの活動のアドプト・プログラムでの位置付け
  - ・アドプト・プログラムへの参加拡大のためのインセンティブなどの仕掛けづくり。
  - ・参加基準の見直し。
  - ・登録手順の簡素化。
  
- (2) 草刈り作業への市民参加を可能にする仕組みづくり。
  - ・この社会実験の特徴である草刈作業は今後もアドプト制度の中に組み込む。
  - ・一連の草刈り作業の中で、市民が可能な作業部分（集草作業など）についてのみアドプト・プログラムに組み込む。
  - ・市民でも作業可能な場所を設定し、その場所における草刈りをアドプト・プログラムへ組み込む。（河川敷でグラウンドを使用している団体によって、そのグラウンド周辺の草刈り作業を実施していただく）
  - ・安全指導および草刈り機の技能講習等の実施。
  
- (3) 広範な市民参加を支える管理運営の仕組みづくり
  - ・管理運営団体は、
    - 里親（スポンサー里親を含む）の加入促進
    - 里親への各種資機材資金援助
    - ゴミ・集草された草の処分
    - 作業箇所・時期などの調整
    - 作業管理（保険の加入・現場管理・・・）
    - 運営資金
    - 里親の交流
    - 安全・作業などの講習会の実施
    - 看板の設置（参加の証）
  - などの AP 制度運用の部分を担当する。
  - ・里親は、市民参加可能な作業・場所での草刈、清掃作業を担当する。
  - ・河川管理者は、市民参加不可能な作業・場所での草刈、粗大ゴミなどの清掃作業を担当する。
  - ・河川管理者の管理運営団体への資金支援の仕組み（前払い金などもふくめて）
  - ・管理運営団体の選考課程の明確化（提案型公募方式など）